

令和元年度第5回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

令和元年10月25日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室23

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、また、足元の非常に悪い中、委員の皆様方には御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和元年度第5回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますが、「評価委員会の設置及び運営に関する要綱」第6条の規定に基づき、公開とさせていただきます。

本日、浅野委員は御欠席ということで御連絡いただいております。

また、傍聴の方は、本日はいらっしゃらないという形になっております。

本日は、会議次第でございますとおり、

議事1「お台場海浜公園」の評価書案に係る意見募集結果の報告、項目別審議及び総括審議

議事2「仮施設」についての事業計画概要報告書の報告

議事3 その他

となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。

○柳会長 分かりました。

それでは、議事に従って進めてまいりたいと思います。

最初に、議事1「お台場海浜公園について」です。評価書案に係る意見募集の結果についての報告をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 それでは、お台場海浜公園の評価書案の意見募集の結果について、説明いたします。

お台場海浜公園の評価書案は、9月6日に環境局長に提出するとともに、オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表いたしました。その後、10月4日の評価委員会にてお諮りし、意見聴取の手続を開始いたしました。

都民の方々からの意見募集につきましては、評価書案の公表と同時に開始し、9月6日から10月5日までの30日間で行いましたが、今回の評価書案に関する意見はございませんでした。

なお、10月4日の評価委員会において、中杉委員、浅野委員から、テストイベント等で確認された水質の課題につきまして、全体計画で扱うことで御理解いただいているところではご

ございますが、お台場海浜公園の会場アセスの図書においても取り上げるべきではないかという御意見をいただきました。

詳細につきましては、評価書を報告させていただく11月開催予定の評価委員会で御説明いたしますが、水質改善のための水中スクリーン設置を計画していることなどにつきましては、評価対象とはいたしません。評価書における施工計画等のしかるべき箇所に記載するよう調整しているところでございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

続いて、評価書案の項目別審議を行いたいと思います。

初めに、中項目「アメニティ・文化」の小項目「自然との触れ合い活動の場」について審議を行います。こちらは興水委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 そうしましたら、資料1をご覧くださいませでしょうか。資料1、読み上げさせていただきます。

項目：アメニティ・文化（自然との触れ合い活動の場）

担当：興水委員

意 見

【自然との触れ合い活動の場】

- 1 計画地のお台場海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されており、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとしていることから、各工事の実施に当たっては、公園利用者に対し、対象となるエリア、工事内容、工事期間等の情報を現場に看板を立てるなどして分かりやすく提供すること。

【自然との触れ合い活動の場】

- 2 樹木除去が必要な場合は大会後に極力原状復旧(復植)を行うとしていることから、フォローアップ調査で対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告すること。

自然との触れ合い活動の場につきましては、以上の2点の意見になります。

意見の説明を若干させていただきたいと思いますので、評価書案の32ページをご覧くださいませでしょうか。図9.1-1ということで、施設の状況等が記載されております。ランニングコースなども設置をされているということで、隣のページにも写真が載っております。

ども、広場ですとかビーチ、あと、海上バスなども運行されているという状況になります。

1枚戻っていただいて、評価書の30ページをご覧くださいませでしょうか。(4) 調査結果、1) アの2段落目に、今申し上げたようなことが記載されておまして、計画地が位置するお台場海浜公園には、広場、おだいばビーチ、海上バス乗り場、マリンハウス等が整備されているということで、水辺空間といった自然と触れ合うことのできる憩いの場となっているということですか、また、釣りや磯遊び、潮干狩りなどに活用されていて、休息ですとか散歩、釣り等の利用者数は、平日よりも休日に多く見られるということも記載をされております。

このように、お台場海浜公園は広く利用されている施設であるということもございまして、ミティゲーションの方、44ページに記載をいただいています。44ページをご覧くださいませでしょうか。ミティゲーションの2つ目です。(1) 予測に反映した措置の2つ目のポチで、計画地が位置するお台場海浜公園はということで、一定程度、公園内の利用制限が生じるために、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するという形で記載をされております。広く利用されている施設であるということも考えますと、こうした段階的に行う各工事の実施に当たっては、公園の利用者に対して、今回はどこが対象になるのですとか、どういった工事の内容になるか。また、どのくらいの期間、工事が行われるか、そこが使えないかといったような情報を看板等により分かりやすく伝えていく必要があるということで、この旨を1つ目の意見としているところでです。

また、こちらのミティゲーションの3つ目のポチです。仮設の整備によって樹木除去が必要な場合には、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧を行うことを検討する旨が記載をされております。そのために、実際に樹木伐採があったのかどうかですか、伐採があった場合には、伐採ですとか復植の実施状況はどうであったかということについては、きちんと報告をいただきたいということで、2つ目の意見として、フォローアップ調査では対象となる樹木の場所を図示するなど、実施状況を具体的に報告することというような形で意見をつけているところになります。

事務局からの説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、興水委員、何か補足がございませうか。どうぞよろしく願いします。

○興水委員 御説明のとおりでして、特にこの場所は都民に対して、都民が大変関心を持つ

ている場所でございます。ですから、御意見はアセスへの意見というよりはむしろ、都民への配慮を考えて、十分説明をしてくださいという趣旨のことを書かせていただきました。ただ文言だけではなくて、図示するなどして、分かりやすく都民に説明をしてくださいという趣旨の意見でございます。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「自然との触れ合い活動の場」につきましては、指摘の趣旨を評価委員意見案に入れることといたします。

次に、小項目「史跡・文化財」について審議を行います。こちらは寺島委員に検討をしていただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、「史跡・文化財」について説明をさせていただきます。

こちらの「史跡・文化財」につきましては、意見なしとしておりますので、資料はございません。

それでは、評価書案の48ページをご覧くださいませでしょうか。(4) 調査結果ということで、表も載っておりますけれども、諮問の際にも事業者の方から御説明させていただいたところになりますが、計画地には、こちらの表にありますように、国指定史跡の品川台場がございます。

隣の49ページに品川台場築造図ですとか、品川台場の現状として表もありますけれども、この品川台場のうち、第3と第6の台場が現存しているというような形になっております。

1ページめくっていただいて、50ページをご覧くださいませでしょうか。50ページには、計画地とお台場の位置関係が記載されております。「1」とあるところ、ちょっとグレーっぽくなって黒で囲われているところが品川台場という形になります。こちらの品川台場なのですが、見ていただくとお分かりになるように、計画地は赤い点線のところになりますので、計画地の外というか、計画地にはかかっていないという形になっております。

あと、54ページの方、計画地以外ではありますけれども、ミティゲーションを記載されております。54ページのミティゲーションの(1)のところは3点ございます。品川台場自体は改変をしないということ。2点目として、品川台場周辺で工事を実施する際には、慎重な施工

に努めますというようなこと。3点目として、工事の施工中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づいて適正に対処しますということで、3点、必要な記載はいただいているのかなと考えております。

その下の9.2.4の評価のところの(2)評価の結果の部分ですけれども、その2段落目、最後の段落でまとめとして、以上のことから、文化財の現状変更等はなく、文化財の損傷等も生じないため、評価の指標を満足するものと考えてということで、評価の方もこういう形で記載されておまして、こうしたことから「史跡・文化財」に関しては意見なしとしているところです。

事務局からの説明は以上です。

○柳会長 それでは、寺島委員、ただいまの説明について何か補足があればお願いいたします。

○寺島委員 お台場につきましては、今、御説明があったとおり、仮設工事等の対象外でございますし、全く問題がないと。また、新たな文化財が発見された場合ということも書いてございますけれども、現地を見させていただきましたが、そういう可能性も少ないと。だから、そういう意味では全く問題ないということなのですけれども、今日冒頭、スクリーンを水質の関係から張るという話がございました。これをどこに張るのか、私はよく分からないのですけれども、水泳の会場は、12ページから13ページに会場が、割と岸に近い方に水泳のコースというのが書いてありますが、例えばその前の11ページ、一番スクリーンを張る距離の短いコースを考えますと、お台場公園からこの細長い2つの堤防を通して張るということも、そういうことがあるのかどうか分かりませんが、そうしますとお台場公園にさわらないとも限らない。

ですから、もしスクリーンを張るとき、十分に史跡に対する配慮をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

スクリーンの位置等は11月の時点でお話しになるということですが、今の時点で何かお答えできる場所はありますか。

○大塚設備調整担当課長 正確な位置というのはこれからになりますけれども、基本的には内湾と海浜公園を塞ぐような形で、例えば台場公園とちょっと細長く描かれているような部分との間という形で、会場を内湾と区別するような形でつけるということで今、計画されて

います。詳細につきましては、11月のときに説明させていただきたいと思っております。

○柳会長 「史跡・文化財」の台場公園に余り影響はない形のスクリーンの張り方を検討していただきたいということだと思えます。

何かほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、「史跡・文化財」につきましては、意見なしといたします。

以上で本案件の項目別審議は全て終了いたしましたので、引き続き、総括審議を行いたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 そうしましたら、タブレットの方の資料2をご覧くださいいただけますでしょうか。読み上げさせていただきます。

資料2

(案)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階
環境影響評価書案（お台場海浜公園）について（意見）

第1 審議経過

本評価委員会では、令和元年10月4日に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（お台場海浜公園）」（以下「評価書案」という。）について意見聴取されて以降、審議を重ね、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容を充実させるとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

ということで、以降の「自然との触れ合い活動の場」の意見につきましては、先ほどと同様ですので、読み上げを省略させていただきます。

こちらからの説明は以上になります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま事務局が朗読しました案文のとおり、本委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか

(「はい」と声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局で意見のかがみを表示してください。

それでは、評価委員会意見を読み上げてください。

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

31東環評第1号

令和元年10月25日

東京都環境局長

吉村 憲彦 殿

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会会長 柳 憲一郎

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階

環境影響評価書案（お台場海浜公園）について（意見）

令和元年10月4日付31環総政第438号で意見聴取があったこのことについて、当評価委員会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおりになります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、評価委員会意見を東京都環境局長に提出することにいたします。

次に、議事2に入ります。

議事2「仮設施設について」です。事業計画概要報告書について、報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 仮設の施設につきましては、会場ごとに工事の概要ですとか規模を勘案いたしまして、環境影響評価の項目、選定するかどうかにつきまして検

討を行っておりまして、その結果、全ての項目を選定しないということにした会場につきましては、これまでも事業計画概要報告書として御報告しておりますが、このたび、今回の5件の会場につきましても事業計画概要報告書を作成いたしましたので、オリンピック・パラリンピック準備局の方から御報告させていただきます。

○大塚設備調整担当課長 それでは、事業計画概要報告書について説明いたします。

まずは参考資料「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメントの進捗状況」をご覧ください。こちらに現在のアセスメントの進捗をお示ししております。今回御報告いたします内容を点線でお示ししております、事業計画概要報告書につきましては、1ページ目の「▲」黒三角2施設と、おめくりいただきまして、2ページ目の「▲」黒三角で示しております3施設の合わせて5施設を御説明いたします。これらの施設は11月以降、本格的に整備が進んでいく施設でございます、工事概要、規模等を勘案し、環境影響評価項目の選定に関して、検討した結果、個別施設では環境影響評価項目を選定しなかったため、その検討結果をまとめた概要報告書を作成し、御報告するものでございます。

なお、仮設施設のうち、図書名を灰色で示しております残りの仮設施設につきましては、事業計画概要報告書として来年1月に報告予定となっております。

詳細につきましては、引き続き、担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 それでは、引き続きまして、事業計画概要報告書の内容について御説明をさせていただきます。

今回御報告させていただきますのは、オリンピックスタジアム、日本武道館、江の島ヨットハーバー、福島あづま球場、埼玉スタジアム2002と5施設になってございます。

まずおめくりいただきまして、オリンピックスタジアムが1-1ページからになります。

オリンピックスタジアムにつきましては、御承知のとおり、恒久施設でございます国立競技場の方につきましては、実施段階環境アセスメントの評価書を作成したところでございまして、それ以外の仮設施設である組織委員会が整備するものにつきましては、そのうちの一部、ウォームアップ会場につきまして、今年の3月に同じく事業計画概要報告書として御報告をさせていただいたところでございます。今回は、オリンピックスタジアム（その2）というところで、ウォームアップ会場以外の組織委員会が整備する仮設施設について御報告させていただくものでございます。

1-5ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに大会中のオリンピックスタジアムの配置計画を示してございます。ピンクで示している観客エリアというところが整備を進めてお

ります国立競技場のエリアになりまして、こちらに観客の皆様が入っていただくと。それから、配置計画の右側にウォームアップ会場というブルーのハッチがかかっているところが、今年3月に御報告させていただきました仮設の施設でございます。それに加えて、そのウォームアップ会場の西側のところに2カ所ほど運営施設エリアという丸いハッチがかかっていますけれども、今回、こういったところに新たに仮設施設を設置するという計画でございます。

この運営施設エリアにつきましては、アスリートですとかメディア関係といった方々を対象としたプレハブですとかテントを配置するというような計画でございます。これらの仮設施設の設置箇所につきましては、場所の調整をいたしまして、極力樹木除去の本数を減らすような計画としてございます。樹木除去が必要な場合につきましては、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画でございます。

1-6ページに施工計画を記載してございます。

今回のウォームアップ会場以外の仮設施設の設置につきましては、設置から撤去まで含めまして、全体で16カ月程度を見込んでございます。

これらの計画の内容等を踏まえまして、1-7ページから環境影響評価の検討をしてございまして、その結果が1-8ページからでございます。基本的には今年の3月に御報告させていただきましたウォームアップ会場の検討結果と同様になりますけれども、例えば幾つか御紹介させていただきますと、「大気等」「騒音・振動」などにつきましては、今実施している国立競技場の整備のアセスメントを実施しておりましたが、今回の仮設施設整備は、国立競技場が今年の11月、来月竣工しますが、それ以降に仮設施設の方の整備をしていくというような予定になってございまして、そのために今回の仮設施設の整備に伴う工事用車両ですとか建設機械の台数みたいなものは、今の国立競技場整備のときの台数を上回ることはないだろうと考えてございます。

「土壌」につきましては、今回仮設施設を整備するわけでございますけれども、土壌の攪乱を伴うような土地の造成等の改変は実施しないというふうに考えてございます。

「生物の生育・生息基盤」ですとか「生物・生態系」「緑」とかにつきましては、先ほど御説明したとおり、樹木除去が必要な場合は、大会後に原状復旧を行うというような計画でございます。

1-9ページの「自然との触れ合い活動の場」でございます。御存じのとおり、今回のエリアは明治神宮外苑というところに位置してございますので、そういった触れ合い活動というも

のが周辺で実施されているところでございます。ですので、今回、仮設施設の実施に伴いまして、ウォームアップ会場のほかに、明治神宮外苑内の施工範囲は拡大するということでございますけれども、そういった活動の場を締め切るというのは、先ほど配置計画の方で御説明させていただきましたけれども、苑内の一部にとどまるというような計画にしております。それから、大会後にはできる限り速やかに苑内を開放する計画でございます。

それから、「廃棄物」につきましては全体計画の方で扱ってございますけれども、仮設施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものにつきましても、可能な限り再利用する計画でございます。

めくっていただきまして、「公共交通へのアクセシビリティ」でございます。今回工事を実施いたしまして、工事用車両が走行することがございますけれども、それに伴って道路が規制されるとか、そういったことによって、どこからどこまで通行できなくなるというようなことはございませんが、やはりそういった歩行者の通行に配慮いたしまして、工事用車両の出入口には交通整理員を配置するなど、歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画でございます。

続きまして、日本武道館でございます。2-1ページからになります。

日本武道館につきましても、今ある武道館本館につきましては、大会に向けて改修整備をしているところ。それから、本館の隣に中道場棟という施設の増築を今進めておりまして、それらにつきましては、実施段階環境アセスメントの評価書を作成したところでございます。今回御報告させていただきますのが、その本館の改修、中道場棟の増築以外の組織委員会が実施する仮設施設についてでございます。

2-3ページに航空写真を入れてございますけれども、今ある日本武道館の本館と、その南側に中道場棟というものを増築しているところでございます。

おめぐりいただきまして、2-5ページに大会に向けた配置計画を示してございます。観客の皆さんが入られる観客エリアが、武道館の今の本館になります。そのほか、中道場棟のほか、北の丸公園の西側に運営施設エリアといたしまして、やはりプレハブですとかテントの仮設施設を設置する計画でございます。こちらの会場につきましても、樹木につきましては、極力除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合には、大会後の原状復旧を行うという計画でございます。

施工計画は2-6ページからになりまして、こちらの仮設施設の整備の設置から撤去までにつきましては、全体で14カ月を見込んでございます。

2-7ページからが環境影響評価の検討内容となりまして、結果は2-8ページからでございます。基本的な考え方は、先ほどのオリンピックスタジアムと同じような考え方で考えてございますが、幾つか補足させていただきますと、「自然との触れ合い活動の場」でございますけれども、こちらでも今回の仮設整備するエリアが北の丸公園というところに位置してございますので、先ほどの神宮外苑と同様でございますが、北の丸公園の施工範囲を締め切ることにいたしますけれども、その範囲は一部にとどまるということと、大会後はできる限り速やかに開放するという計画でございます。

続きまして、江の島ヨットハーバーでございます。3-1ページからになります。

こちらの江の島ヨットハーバーは、前回の1964年の東京大会のときにもヨットの会場として利用されたところでございまして、3-3ページに航空写真を入れてございます。このようなところでございます。

3-5ページに大会の配置計画を入れてございまして、計画書の南側に観客エリアというところで、観客の皆さんが来場するところございまして、こちらは仮設観客席とかは設けずに立ち見での観戦となります。そのほかに、青いハッチで示した運営施設エリアというところで、やはりこちらでもプレハブですとかテントなどを設置する計画でございます。

樹木につきましても、同様に、極力除去本数を減らして、なおかつ、除去が必要な場合は原状復旧を行うという計画でございます。

続きまして、3-6ページに施工計画をお示ししてございます。こちらの会場につきましても、仮設施設の設置から撤去までを含めまして、全体で11カ月の工期を見込んでおります。

3-7ページからが環境影響評価の検討になりまして、その結果、3-8ページからになります。幾つか御紹介いたしますと、「土壌」でございます。今回、仮設施設の設置に伴いまして、一部ですけれども、土地の改変を行うというような計画になってございますので、そのため有害物質の取扱事業場の履歴について確認したところ、今回のところでは履歴は確認されなかったということを確認してございます。

それから、「自然との触れ合い活動の場」につきましては、今回のエリア周辺に、聖天島公園とかそういった触れ合い活動の場があるというところは確認してございますので、そういった周辺の触れ合い活動の場に影響が生じないような建設機械を使うですとか、工事用車両の配備をしていく計画でございます。

続いて、福島あづま球場でございます。4-1ページからになります。

福島あづま球場は、総合運動公園という福島県の県の施設の中にある野球場になりまして、

位置関係で言うと4-2ページに会場位置図が入ってございまして、福島駅の西側に位置してございます。

4-4ページに航空写真をお示ししてございます。このように計画地周辺も含めまして、総合運動公園というところの中に位置してございます。

その配置計画を4-6ページにお示ししてございます。観客エリアとしているのは、今ある野球場のところでございます。その周辺何か所かに運営施設エリアというところで、やはりこちらにもプレハブ、テント等の仮設施設を設置する計画でございます。

こちらの会場につきましても、樹木除去につきましては、極力少なくするとともに、除去が必要な場合は原状復旧をするという計画でございます。

4-7ページから施工計画をお示ししてございます。こちらの会場につきましても、設置から撤去まで含めまして全体で12カ月の工期を見込んでございます。

4-8ページからが環境影響評価の検討になりまして、4-9ページからがその結果でございます。こちらにも幾つか御紹介させていただきますと、自然との触れ合い活動の場につきましても、先ほど申し上げたとおり、計画地が総合運動公園の中にあるということもでございます。ですけれども、そういった仮設施設整備に伴って締め切るのは公園の一部にとどまるということと、大会後はできる限り速やかに開放する計画でございます。

続きまして、埼玉スタジアムになります。5-1ページからでございます。

今回の会場、埼玉スタジアム2002は、日本で最大のサッカーの専用スタジアムとなっております。

5-3ページにその航空写真を示してございます。

5-5ページに配置計画を示してございまして、スタジアム全体が観客エリアとなりまして、その北側に少しですけれども、運営施設エリアというところで、プレハブ、テント等を設置する計画でございます。

こちらにつきましても、樹木については除去本数を少なくするとともに、大会後は原状復旧をするという計画でございます。

5-6ページに施工計画をお示ししてございます。こちらの会場につきましても、設置から撤去までの期間といたしましては、全体で11カ月を見込んでございます。

5-7ページからが環境影響評価の検討になりまして、5-8ページから検討結果になります。こちらにも触れ合い活動のところなのですけれども、埼玉スタジアムがある敷地、先ほどの航空写真で見てもいただいても分かる通り、今回の計画地の中は活動の場ということではない

のですけれども、その周辺は公園として開放されているエリアでございますので、そういった周辺の活動の場に影響が生じないような施工上の配慮をしていくというような計画としてございます。

簡単でございますけれども、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何か質問はありますか。

5-1ページの1.2に「埼玉スタジアム2020」となっていますが、2020ではなくて2002ということですね。

○オリパラ準備局 大変失礼いたしました。そのとおりでございます。

○柳会長 何か御質問は。

寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 揚げ足取りのような質問なのですが、2-9に「史跡・文化財」というのが書いてあります。敷地内には既知の埋蔵文化財が存在すると。最後に、この2行目に「土地造成等の改変は実施」と書いてありますけれども、これはおかしい。1行抜けたのですか。実施するのであれば調査しなければいけない。

○柳会長 実施しないという「しない」が抜けている。

○寺島委員 1行抜けたのだと思いますけれども、修正していただけたらと思います。

○東條オリパラアセスメント担当課長 済みません。ここは「しない」という言葉が入っていたところなのですが、少し欄を広げて、きちんと文字が見えるようにしたいと思います。大変申しわけございません。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 確認が1つと、注意をしていただきたい点が1つ。

この施設、全体に問題ないと思うのですが、例えばオリンピックスタジアムのところを見ると、運営施設のところは神宮第二球場ですね。神宮第二球場がぼこっとかかっているんで、既存の建物があるものについてはそれを壊さないような形で仮設をつくるということでもよろしいですねということです。壊すのであればえらい話になるので、そこら辺。全体を丸で囲っているからよく分からないので、そういうことだろうというふうに解釈しますが、それでよろしいですよ。

○オリパラ準備局 御回答いたします。

仮設施設を設置するものであって、今ある施設を解体撤去することではございませ

ん。

○中杉委員 それから、2つ目なのですが、江の島のあその場所というのは、過去に埋立ての経緯がありますか。埋立ての経緯があると、海の底泥を持ってきて埋め立てているということになると、自然由来の汚染がある可能性があるのですが、実際に汚染が見つかったらということでもありますけれども、そこは注意をしていただいた方がいいという確認をして、特になければあれですけれども、あるとしたら、土を持っていくときに、やはり運び出しにその点留意をして、当然適切なところで受け入れてもらえるところを出すことになるので問題ないと思いますけれども、ちょっと注意をしておいていただいた方がよろしいかなと。有害物質を使用したところはないというのは分かりましたけれども。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

では、片谷委員からどうぞ。

○片谷委員 私も特に全体的に問題はないと思っておりますけれども、ちょっと確認というか、1点気になりましたのは、「廃棄物」の中でリースで調達すると書かれているのですが、やはりリース会社はもちろん収益を考えますから、すぐに捨てたりはしないのですが、やはりリース以外のものは再利用する計画ということになっていきますので、要はリースで調達するものに関しても、そのまま廃棄物になったりすることがないようにチェックはした方がいいと思います。もし、廃棄物になれば、それはオリンピック・パラリンピックによって発生した廃棄物に含まれることになりますから、一応チェックだけはされた方がいいと思います。リース会社の責任なのですけれども、ですから、東京都の責任ではないわけですが、でも、チェックをする義務はあるだろうという意味の指摘です。

○大塚設備調整担当課長 今回の件ですが、調達するものは組織委員会が調達しまして、そのことについてもチェックするということをございます。

○柳会長 それでは、千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 4-2ページの地図で、福島あづま球場というのは場所がよく分かるのですが、埼玉スタジアムの方も、皆さんどこにあるか御存じなのでしょうけれども、こういう地図があると分かりやすいなと思います。

○大塚設備調整担当課長 御指摘ありがとうございました。御指摘のとおり、もうちょっと広域な地図を今後はお示しして、位置関係が分かるように配慮していきたいと思います。ありがとうございました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 2-5の方ですけれども、武道館あたりのところは緑がそこそこあろうかと思えますので、この運営施設エリアというのがざっくり描いてあるのですけれども、やはり緑は極力避けて仮施設をつくるということをなさるのだろうと思うのですが、その辺のところをもう少し配慮していただければと思います。江の島あたりは何もなさそうなのですけれども、北の丸公園のところは、やはりそれなりに茂っているはずですので、きちんと各施設の特徴を生かした記述をぜひしていただければと思います。

以上です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に議事3「その他」ですが、事務局から報告事項をお願いいたします。

○大塚設備調整担当課長 それでは、その他の議事といたしまして、まず、資料4の「フォローアップ報告書（大会開催前）（海の森水上競技場）【騒音・振動に関する補足資料】」をご覧ください。

フォローアップ調査結果の騒音レベル、振動レベルが予想値に比べて大きなレベル差が観測された地点において、断面交通量がその増分から想定されるほど増加していないこと等について考察するものでございます。

まず、1.①で現況及びフォローアップ調査と予測はしかるべき基準等に基づき、適切に行ったことを整理してございます。

手順に問題ないことを整理した上で、②のフォローアップ調査結果の考察についてでございます。表-1は騒音レベルと振動レベルの評価書時点の予測結果とフォローアップ調査結果の差を整理したものでございます。断面交通量から理論的に推計されるレベルと比較するために、各地点の騒音、振動レベルの下段に断面交通量を示してございます。断面交通量は、比較しやすいように小型車換算台数で表してございます。換算式は表の下に記載しておりでございます。

表-1、右端の欄の上段、①は予測結果とフォローアップ調査結果とのレベル差。下段、網かけ部分の②は断面交通量から推計したレベルの差でございます。①におきましてはレベル差3dB以上の地点が幾つか確認されているのに対し、②のレベル差は全て1dB未満でございます。交通量、車速等の交通条件が決まれば騒音レベルが推計できる予測モデルと異なり、現地で測定した実測値はそれ以外の要因が入ってくるため、①のレベル差が大きくなった原因を特定するには至ってございません。しかし、断面交通量から推計したレベルの差から推察

すると、予測結果から大きく変わるものではないと考えてございます。

表-2は、小型車換算台数による断面交通量の算出根拠である各地点における断面交通量を整理してございます。

次に、2、工事用車両による影響検討でございませぬ。

表-3に評価書時点の予測台数及びフォローアップ調査結果とそれぞれの小型車換算台数を示してございませぬ。フォローアップ調査において、小型車が増加しておりますが、小型車に換算して比較しますと、評価書時点の予測台数を下回っております。このことから、工事用車両による各地点の騒音レベル及び振動レベルへの寄与の程度は、評価書時点の予測結果を上回るものではないと考えております。

また、工事用車両の走行に伴う各地点における増加レベルは、騒音、振動ともに1dB未満でございました。

なお、谷川委員から御意見をいただきました各地点における工事用車両の走行台数ですが、フォローアップ調査では、各地点での工事用車両台数を測定していなかったため、考察にまで至ってございませぬ。

最後に、まとめでございませぬ。騒音及び振動レベルの調査等は、しかるべき基準に基づき適切に行われたものでございませぬ。フォローアップ調査結果では、評価書における予測値に比べて数dBのレベル差が確認された地点もございましたが、断面交通量に基づき推計したレベル差と、フォローアップ調査における工事用車両台数が予測値を下回っていることを踏まえると、工事用車両による各地点の騒音レベル及び振動レベルの寄与は小さいと考えております。

なお、この補足資料は当局のホームページ、環境アセスメントのページに掲載してございませぬ。

資料4の説明は以上ですが、引き続きまして、資料5について説明いたします。

資料5「フォローアップ報告書〔大会開催前〕（夢の島公園アーチェリー場）正誤表」についてでございます。

6月28日の評価委員会で報告し、9月3日の評価委員会で再度説明させていただきました「廃棄物」の項目の正誤表でございます。上の表が6月28日の評価委員会で報告いたしました当初の案、下の表が訂正させていただくものでございませぬ。訂正箇所は3カ所でございます。

1点目は上の表「その他がれき類」に「（再資源化・縮減率）」と記載してございましたが、縮減率を用いることが適当でないため、下の表のとおり訂正いたしました。

2点目、3点目は「木くず」の再資源化等の量と率でございます。9月3日の評価委員会で説明させていただきましたとおり、木くずは全量再資源化されることを確認いたしましたため、下の表のとおり訂正いたしました。

なお、この正誤表は当局のホームページ、環境アセスメントのページに掲載いたしております。

フォローアップ報告書の正誤表、(資料5)についての説明は以上でございますが、引き続き、マラソンと競歩を札幌市で行う案が出ていることにつきまして、説明させていただきます。

国際オリンピック委員会 (IOC) がマラソンと競歩を札幌市で行う案を出したことにつきましては、まだ最終決定がなされたものではございません。仮にマラソンと競歩の会場が変更されることがございましたら、会場計画・競技のアセスメント手続におきまして、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に基づき、次の段階のアセス図書である評価書に変更された計画を反映させる予定でございます。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問はありますか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 資料4を出してもらえますか。先ほど事務局から説明がありましたように、フォローアップ調査において予測した数値よりも実測した実現値が4dBとか3dB、騒音として大きくなっている事例があったということで、前回も少しいろいろ質問させていただきました。

私は、この道路交通量の予測モデルをつくるということにタッチしたものですので、非常にこれは興味があります。そもそも予測モデルの精度を検証してありまして、それが全国平均で見て予測値と実現値との平均的な差、バイアスが1dB以下ということで非常によく合う。それから、そのバイアスの周囲の標準偏差というのが2dBから2.5dBということですので、プラスマイナス2.5もしくはプラスマイナス5の範囲に95%ぐらい入ってしまうということですので、そういうふうにと考えると4dBぐらい変わるというのは、ないことはないということなのですけれども、東京都のアセスのやり方は、予測値と言われるものには地域特性、すなわちその地域に独特の騒音に関する大きなもの、小さなもの、主として舗装とか自動車の偏りを言うのですけれども、そういったものは反映されているので、地域特性が反映された予測値

があつて、それに実現値が4dB、3dB違うというのは、やはりちょっと考えにくいということです。逆に言うと、これは非常に興味ある結果だなと思っています。

ただ、今回いろいろ考察していただきましたように、等価交通量から見れば、実現値の方はほとんど騒音に影響を及ぼさない、1dB以下であるという結論に至っておりますので、このフォローアップ調査の実測の方に何か我々の分からない原因があるのだらうなと考えていますので、ここは非常に興味あるところですが、これはフォローアップ調査結果ということですので、私の判断としては、等価交通量から推計される環境への負荷というものは非常に小さかったということで、了解することにいたしました。

以上です。

○柳会長 ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

ほかに御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(午前10時57分閉会)